



2026年2月20日

松竹株式会社

弊社公演チケットの「チケット不正転売禁止法違反」による 摘発事案について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2026年2月20日、警視庁は、弊社公演の演劇チケットを不正に高額転売したとして、チケット不正転売禁止法違反の疑いで女性1名を書類送検したと発表しました。今月13日の送検事案に続いての本件摘発により、弊社公演（共催含む）チケットの不正転売にかかる摘発は8件目となります。

これまで繰り返しお伝えしておりますとおり、弊社は転売を目的としたチケットの購入を固くお断りしております。弊社が主催する主な公演のチケットは、上記「チケット不正転売禁止法（略称）」に定める「特定興行入場券」として販売しており、同法はこれに該当するチケットを不正に転売した場合だけでなく、不正転売を目的としてチケットを譲り受けた場合も「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科」に処されると定めています。

弊社としましては、依然として公演チケットの不正転売が後を絶たない状況を大変遺憾に受け止めており、不正転売の防止に向け、様々な手法により転売目的での購入が疑われる購入を検知し、各所轄警察の要請に応じて必要な情報を提出するなど、厳正な姿勢で警察とも連携を行っております。

また、総合的な見地からチケットが転売された可能性も見込まれる座席にご着席されているお客様には、チケットの入手経路やご購入者様本人であることの確認のご協力をお願いし、正当なご観劇の権利を有さない方にはご退場をお願いするなどの対応を含め、今後も継続して対策に取り組んで参ります。

お客様には、転売行為者がチケット価格を高騰させ、不当な利益を得ることを未然に阻止し、また、トラブルや犯罪被害に遭われないためにも、チケットは必ず主催者が定めた方法・価格にてご購入いただき、観劇を希望されるすべての方が正規価格でチケットをご購入いただけますようお願いいたします。

今後ともお客様のご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。